

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、翌月の10日までに必ず提出してください。

使市用町欄村		年度を記入してください		(年度) 両年度				
(宛先) 川越市長		所在地		特別徴収義務者番号				
令和 年 月 日提出		フリガナ		宛名番号				
〔特別徴収義務者〕 給与支払者		氏名又は名称		担当者氏名				
		個人番号 又は法人番号		連絡先電話番号				
				内線 ()				
給与所得者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏名	〔旧姓〕						
	生年月日	昭和・平成 年 月 日						
	個人番号							
	受給者番号							
1月1日現在の住所								
異動後の住所								

1. 特別徴収継続の場合						新しい勤務先では、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入します。	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	新規		法人番号			受給者番号
	所在地	〒		担当者氏名			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	フリガナ			電話			1. 必要 2. 不要
	氏名又は名称			内線 ()			

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。	
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため。	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
		2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため。	月 日	円	

3. 普通徴収の場合				※市町村記入欄			
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。	A				
		2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため。	D				
		3. 死亡による退職であるため。	L				
			A				
			N				

【提出先】〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 川越市役所 本庁舎2階 市民税課 市民税第一・第二担当 TEL (049) 224-5640 (直通)/FAX (049) 226-2540

◎ご注意

- 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受けて記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では中段の「1. 特別徴収継続の場合」の事項を記載し、一月一日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。
- 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

異動後の未徴収税額の徴収方法について、
下欄のうち、対応する番号の欄も必ず記入してください。